

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年2月21日
【会社名】	株式会社 梅の花
【英訳名】	UMENOHANA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅野 重俊
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 2,462,400,000円 オーバーアロットメントによる売出し 391,690,000円
	（注）1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、株式会社東京証券取引所における平成23年2月14日（月）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、株式会社東京証券取引所における平成23年2月14日（月）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 当社は単元株制度は採用していません。

(注) 1 平成23年2月21日(月)開催の取締役会決議によります。

- 本「1 新規発行株式」及び後記「2 株式募集の方法及び条件」に記載の募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、1,800株を上限として、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 一般募集とは別に、平成23年2月21日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式1,800株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成23年3月1日(火)から平成23年3月4日(金)までのいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	12,000株	2,462,400,000	1,231,200,000
計(総発行株式)	12,000株	2,462,400,000	1,231,200,000

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

- 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、株式会社東京証券取引所における平成23年2月14日(月)現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	1株	自 平成23年3月7日（月） 至 平成23年3月8日（火） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成23年3月11日（金） （注）3

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年3月1日（火）から平成23年3月4日（金）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕http://www.umehohana.co.jp/n_company/newsrelease.html）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成23年2月28日（月）から平成23年3月4日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年3月1日（火）から平成23年3月4日（金）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年3月1日（火）の場合、申込期間は「自 平成23年3月2日（水）至 平成23年3月3日（木）」、払込期日は「平成23年3月8日（火）」

発行価格等決定日が平成23年3月2日（水）の場合、申込期間は「自 平成23年3月3日（木）至 平成23年3月4日（金）」、払込期日は「平成23年3月9日（水）」

発行価格等決定日が平成23年3月3日（木）の場合、申込期間は「自 平成23年3月4日（金）至 平成23年3月7日（月）」、払込期日は「平成23年3月10日（木）」

発行価格等決定日が平成23年3月4日（金）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年3月1日（火）の場合、受渡期日は「平成23年3月9日（水）」

発行価格等決定日が平成23年3月2日（水）の場合、受渡期日は「平成23年3月10日（木）」

発行価格等決定日が平成23年3月3日（木）の場合、受渡期日は「平成23年3月11日（金）」

発行価格等決定日が平成23年3月4日（金）の場合、受渡期日は「平成23年3月14日（月）」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

（３）【申込取扱場所】

後記「３ 株式の引受け」に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西日本シティ銀行 久留米営業部	福岡県久留米市日吉町16番19号

（注）上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	9,600株	1．買取引受けによります。 2．引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3．引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,440株	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	960株	
計	-	12,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,462,400,000	18,000,000	2,444,400,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、株式会社東京証券取引所における平成23年2月14日（月）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,444,400,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限367,370,000円と合わせた、手取概算額合計上限2,811,770,000円のうち、1,463百万円を連結子会社への投融資資金に、残額を平成23年9月までに借入金の返済に充当する予定であります。

当社から連結子会社への投融資資金は全額設備投資資金として、平成23年9月期中、平成24年9月期中及び平成25年9月期中に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,800株	391,690,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、1,800株を上限として、大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.umenohana.co.jp/n_company/newsrelease.html）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、株式会社東京証券取引所における平成23年2月14日（月）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所 及び氏名又は 名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成23年 3月7日(月) 至 平成23年 3月8日(火) (注) 1	1株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券キャピタル ・マーケッツ株式会 社及びその委託販売 先金融商品取引業者 の本店及び国内各支 店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、1,800株を上限として、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成23年2月21日（月）開催の取締役会において、一般募集とは別に大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式1,800株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成23年3月28日（月）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げることに、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年3月23日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成23年3月1日（火）の場合、「平成23年3月4日（金）から平成23年3月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月2日（水）の場合、「平成23年3月5日（土）から平成23年3月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月3日（木）の場合、「平成23年3月8日（火）から平成23年3月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月4日（金）の場合、「平成23年3月9日（水）から平成23年3月23日（水）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社梅野企画、梅野重俊及び梅野久美恵は大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.umenohana.co.jp/n_company/newsrelease.html）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社の概要」から「4 事業の内容」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

1 会社の概要



会社名	株式会社梅の花
本社	福岡県久留米市天神町146番地
設立	1979（昭和54）年10月
代表者	代表取締役社長 梅野 重俊
資本金	24億34百万円（平成22年9月30日現在）
事業内容	食と文化を融合させ、くつろぎと安らぎを提供する「湯葉と豆腐の店梅の花」を主とした飲食店及び百貨店等で寿司を中心としたテイクアウト専門店「古市庵」の店舗展開を主な内容とし、事業展開を行っております。
売上高	連結 287億34百万円（平成22年9月期） 単体 114億42百万円（平成22年9月期）
従業員数	連結 620名 単体 155名（平成22年9月30日現在）



古市庵

2 沿革



年月	事項
昭和54年10月	料理店の経営を目的として、佐賀県佐賀市神野町592番地の1にかにしげ有限会社（資本金5,000千円）を設立。
昭和55年 3月	料理店の経営を目的として、熊本県熊本市下通一丁目10番6号にかにしげ有限会社（資本金2,000千円）を設立。
昭和55年12月	かにしげ有限会社（本店：佐賀県佐賀市）は、かにしげ有限会社（本店：熊本県熊本市）を吸収合併し本店を福岡県久留米市郡原町10番地の5に移転。
昭和61年 4月	「梅の花」1号店を福岡県久留米市に開店（久留米店）。
昭和62年 2月	福岡県久留米市（田分町）に、セントラルキッチンを設置。
平成 2年 1月	福岡県久留米市田分町1217番地に株式会社ウメコーポレーションを設立。
平成 2年 7月	株式会社ウメコーポレーション（形式上の存続会社）は、かにしげ有限会社（実質上の存続会社）を組織変更を目的として吸収合併。
平成 4年12月	多店舗化に伴い、従来のセントラルキッチンにかわり、福岡県久留米市（野中町）にセントラルキッチン久留米工場を新設拡充し、同時に従来のセントラルキッチンはしゅうまい工場とした。
平成 5年11月	メニューのひとつであった「とうふしゅうまい」を持ち帰り品として店舗で販売開始。
平成 6年 3月	「梅の花」15号店を兵庫県神戸市中央区に開店（三宮店）し、関西地区進出。
平成 7年11月	「梅の花」24号店を愛知県名古屋市中区に開店（栄店）し、中京地区進出。
平成 8年 3月	佐賀県神埼郡（現 神埼市）神埼町に、神埼工場を設置。
平成 8年 3月	福岡県久留米市天神町146番地に業容拡大と本社機能を充実させるため、本社社屋を取得移転。
平成 9年 3月	「ダイクアウト店」1号店を福岡県福岡市中央区に開店（博多大丸店）。
平成 9年 3月	「梅の花」33号店を東京都多摩市に開店（永山店）し、関東地区進出。
平成 9年10月	株式会社梅の花に商号変更。
平成 9年12月	セントラルキッチン久留米工場の隣接地を取得し、増築。
平成10年 6月	福岡県久留米市にギフトセンター（現 梅の花 通販本舗梅あそび）を設置。
平成11年 2月	「チャイナ梅の花」1号店を佐賀県佐賀郡（現 佐賀市）大和町に開店（佐賀大和店）。
平成11年 3月	「梅の花」42号店を岡山県岡山市に開店（岡山店）し、中国地区進出。
平成11年 4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成12年 5月	京都府京都市伏見区に関西、中京及び関東の一部の地区への豆腐供給のため、伏見豆腐工場を設置。
平成13年 3月	「梅の花」56号店を富山県砺波郡（現 砺波市）餅中町に開店（砺波店）し、北陸地区進出。
平成13年 6月	「梅の花」58号店を宮城県仙台市青葉区に開店（仙台店）し、東北地区進出。
平成13年10月	米国カリフォルニア州にUMENOHANA USA INC.（現 連結子会社）を設立。
平成14年 6月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成15年 9月	タイ国バンコク市にUMENOHANA (THAILAND) CO.,LTD.を設立。
平成16年 9月	新設分割により株式会社西日本梅の花（連結子会社）及び株式会社東日本梅の花（連結子会社）を設立し、店舗運営を承継。
平成16年10月	福岡県久留米市に有限会社梅の花26（連結子会社）を設立。
平成16年10月	福岡県久留米市に株式会社梅の花不動産管理（連結子会社）を設立。
平成16年10月	「梅の花」67号店を新潟県新潟市に開店（新潟店）し、信越地区進出。
平成16年11月	福岡県久留米市に有限会社梅の花plus（現 連結子会社）を設立。
平成16年11月	「梅の花」69号店を愛知県松山市に開店（松山店）し、四国地区進出。
平成16年12月	「梅の花」71号店を北海道札幌市中央区に開店（札幌店）し、北海道地区進出。
平成17年10月	福岡県久留米市に有限会社梅の花27（連結子会社）を設立。
平成18年10月	福岡県久留米市に株式会社梅の花28（連結子会社）を設立。
平成18年10月	ダイクアウト店及びギフトセンター（現 梅の花通販本舗梅あそび）を有限会社梅の花plusへ事業譲渡。
平成19年10月	福岡県久留米市に株式会社梅の花29（連結子会社）を設立。
平成19年10月	株式会社古市庵（現 連結子会社）及び有限会社古市庵興産（連結子会社）の株式取得。
平成20年 2月	有限会社梅の花26（連結子会社）清算終了。
平成20年 3月	株式会社梅の花不動産管理（連結子会社）清算終了。
平成20年10月	株式会社西日本梅の花を存続会社として、株式会社東日本梅の花、有限会社梅の花27、株式会社梅の花28、株式会社梅の花29を合併し、商号を株式会社梅の花Serviceに変更。
平成20年10月	株式会社古市庵の大坂工場及び佐野工場の事業譲り受け。
平成20年10月	有限会社梅の花plusの商号を株式会社梅の花plusに変更。
平成21年 7月	有限会社古市庵興産（連結子会社）清算終了。
平成21年10月	株式会社梅の花plusの梅の花通販本舗梅あそびの事業譲り受け。
平成22年10月	古市庵運営の店舗8店を梅の花plusへ事業譲り受け。

3 業績等の推移

売上高

（単位：千円）



経常利益又は経常損失(△)

（単位：千円）



当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)

（単位：千円）





総資産額／純資産額

(単位: 千円)



1株当たり純資産額

(単位: 円)



(注) 平成19年10月1日付をもって株式1種を株式2種に分割しております。

1株当たり当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)

(単位: 円)



(注) 平成19年10月1日付をもって株式1種を株式2種に分割しております。

4 事業の内容

当社グループは、食と文化を融合させ、くつろぎと安らぎを提供する「湯葉と豆腐の店 梅の花」を主とした飲食店及び百貨店等で寿司を中心としたテイクアウト専門店「古市庵」の店舗展開を主な内容とし、事業展開を行っております。

なお、当社グループは、当社及び子会社5社（平成22年12月31日現在）より構成されております。各事業における当社及び関係会社の位置付けは以下のとおりであります。

■ 外食事業

株式会社梅の花Service（連結子会社）につきましては、「湯葉と豆腐の店 梅の花」を中心とした店舗を運営しております。





■ テイクアウト事業

株式会社古市庵（連結子会社）につきましては、「古市庵」の寿司テイクアウト店を中心とした店舗を運営しております。

株式会社梅の花plus（連結子会社）につきましては「梅の花」のテイクアウト店を中心とした店舗を運営しております。



■ その他の事業

平成15年9月にタイ国バンコク市に子会社UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.（資本金4,300千バーツ）を設立し、スパ事業（「BUA SPA」）を運営しております。





(平成22年12月31日現在)



・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成20年2月18日から平成23年2月10日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

平成20年2月18日から平成20年9月30日については、平成19年9月期有価証券報告書の平成19年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成20年10月1日から平成21年9月30日については、平成20年9月期有価証券報告書の平成20年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成21年10月1日から平成22年9月30日については、平成21年9月期有価証券報告書の平成21年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成22年10月1日から平成23年2月10日については、平成22年9月期有価証券報告書の平成22年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成20年9月期及び平成21年9月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。)

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年8月21日から平成23年2月14日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第31期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完了後の 増加客席 数(席)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社梅の 花Service	梅の花天神店 (福岡県福岡市)	外食事業	店舗設備	190	20	自己資金 及び増資 資金	平成23年1月	平成23年3月	100
	梅の花 (岡山県岡山市)	外食事業	土地 店舗設備	530	277	自己資金 及び増資 資金	平成23年1月	平成23年11月	未定
	梅の花 (兵庫県川西市)	外食事業	店舗設備	70		増資資金	平成23年3月	平成23年4月	110
	花小梅 (関東地区)	外食事業	店舗設備	70		増資資金	平成23年6月	平成23年9月	未定
	梅の花 (関東地区)	外食事業	店舗設備	250		増資資金	平成23年10月	平成24年2月	未定
	梅の花 (関東地区)	外食事業	店舗設備	150		増資資金	平成24年1月	平成24年3月	未定
	未定	外食事業	店舗設備	500		増資資金	平成24年10月	平成25年9月	未定

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 投資予定金額につきましては、敷金及び保証金等を含んでおります。

3 上記既支払額は、平成23年1月31日現在のものです。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第31期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年2月21日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年12月27日に福岡財務支局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりであります。

1 提出理由

平成22年12月22日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、梅野重俊、本多裕二、梅野久美恵、西浜英彦、上村正幸及び村山芳勝を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	36,267	65	8	（注）	可決（99.82%）
第2号議案				（注）	
梅野 重俊	36,257	76	7		可決（99.79%）
本多 裕二	36,258	75	7		可決（99.79%）
梅野 久美恵	36,263	70	7		可決（99.81%）
西浜 英彦	36,235	98	7		可決（99.73%）
上村 正幸	36,272	61	7		可決（99.83%）
村山 芳勝	36,272	61	7		可決（99.83%）

（注） 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月24日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期 第1四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳥巢 宣明 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲斐 祐二 印
--------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社梅の花の平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社梅の花が平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社梅の花
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社梅の花の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社梅の花が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社梅の花
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。